

国家公安委員会・警察庁

表4-4 国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

表4-4-1 規制を対象として実施した事前評価

政策の名称	所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>平成20年6月に東京の秋葉原で発生した無差別殺傷事件で使用されたダガーナイフのような刃渡り15センチメートル未満の剣については、銃砲刀剣類所持等取締法第22条により正当な理由なき携帯が禁止されているものの、所持や販売に対する規制はない。しかし、ダガーナイフのような剣の形状をした刃物は、もともと刺突用の凶器として製作されたものであり、殺傷能力が高く、社会的有用性もないことから、こうした剣を使った凶悪犯罪の防止を図るため、刃渡り15センチメートルに満たないものについても刀剣類として規制する必要がある。</p> <p>【内容】</p> <p>所持禁止の対象となる刀剣類として刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の剣を新たに追加する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第2条第2項、第31条の16第1項第1号
想定される代替案	刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の剣の販売・輸入・製造を禁止する。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	例外的に所持の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務的負担が発生する。	例外的に販売・輸入・製造の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務的負担が発生する。
(行政費用)	許可申請に対する審査の事務的負担が発生するが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。	許可申請に対する審査の事務的負担が発生するが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。
(他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	規制対象となる剣を使った事件・事故が防止され、国民の生命及び身体の被害が防止される。	これまでに販売・輸入・製造された規制対象となる剣を使った事件・事故が発生する可能性がある。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	費用の点では、両者ともそれほど差が生じない。便益の点では、改正案では規制対象となる剣を使った事件・事故が防止され、国民の生命及び身体の被害が防止されるのに対して、代替案ではこれまでに販売・輸入・製造された、規制対象となる剣を使った事件・事故が発生する可能性があることから、便益は改正案が代替案よりも大きいと考えられる。したがって、改正案の方が代替案よりも優れていると評価できる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。	

政策の名称	銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 平成 19 年 12 月に長崎県佐世保市で発生した猟銃使用殺傷事件、平成 20 年 6 月に東京の秋葉原で発生した無差別殺傷事件等、銃砲刀剣類等を使用した凶悪事件が発生している。こうした最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化により、銃砲刀剣類の所持を許可することが類型的に危険な者を排除することを図り、銃砲刀剣類の使用又は所持による危害を防止する必要がある。</p> <p>【内容】 破産手続開始の決定を受け復権を得ないこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為したこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと、自殺をするおそれがあること等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加する。</p>													
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号、第12号、第13号、第15号、第16号及び第18号並びに第5項並びに第5条の2第2項第2号												
想定される代替案	特になし。													
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>費用の要素</th> <th>代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>新たな遵守費用は想定されない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>新たな行政費用は想定されない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(他の社会的費用)</td> <td>その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			費用の要素	代替案	(遵守費用)	新たな遵守費用は想定されない。	—	(行政費用)	新たな行政費用は想定されない。	—	(他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	—
	費用の要素	代替案												
(遵守費用)	新たな遵守費用は想定されない。	—												
(行政費用)	新たな行政費用は想定されない。	—												
(他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	—												
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>便益の要素</th> <th>代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>銃砲刀剣類の所持を許可することが類型的に危険な者を排除することにより、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			便益の要素	代替案		銃砲刀剣類の所持を許可することが類型的に危険な者を排除することにより、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。	—						
	便益の要素	代替案												
	銃砲刀剣類の所持を許可することが類型的に危険な者を排除することにより、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。	—												
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	銃砲刀剣類の所持を許可することが類型的に危険な者を排除することにより、銃砲刀剣類の許可要件の厳格化が図られ、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。一方、欠格事由を追加することによる新たな費用は想定されない。したがって、改正案の導入は適切であると評価できる。													
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第 170 回臨時国会に提出した。													

政策の名称	銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 現行の銃砲刀剣類所持等取締法の取消処分に係る欠格事由は、取消事由によって取消処分後の欠格期間に差を設けてはいないが、銃砲刀剣類等を使用して人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等をして取り消された場合は、銃砲刀剣類所持等取締法違反等他の取消事由と比して、その危険性は著しく高いことから、これにより所持許可を取り消された者は、悪質で危険性の高い不適格者としてより長期間排除する必要がある。そこで、銃砲刀剣類の所持又は使用による危害を防止するため、悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものには 10 年間銃砲刀剣類を所持させないこととする。</p> <p>【内容】 人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等を行い、これにより銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を5年から10 年に延長する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第8号
想定される代替案	特になし。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。	—
(行政費用)	新たな行政費用は想定されない。	—
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものに銃砲刀剣類を所持させないことにより、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものに銃砲刀剣類を所持させないことにより、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。一方、欠格期間を延長することによる新たな費用は想定されない。したがって、改正案は適切であると評価することができる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第 170 回臨時国会に提出した。	

政策の名称	高齢者に対する認知機能検査の導入	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 猟銃及び空気銃の所持者の高齢化に伴い、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる違反事例や事故等が発生している。一般に、認知症の有病率は加齢に伴い上昇するが、年齢が75歳を超えると急激に有病率が高まるとされている。したがって、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止するため、当該年齢を一応の目安として認知機能に関する検査を受けさせることにより認知機能の低下した者を把握し、適切に対処する必要がある。</p> <p>【内容】 銃砲刀剣類の所持許可又は更新を受けようとする者で75歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う、認知機能に関する検査を受けなければならないこととする。また、認知機能に関する検査の結果、認知症の疑いがあると認めるとときは、都道府県公安委員会は、当該者に対して、指定する医師の診断を受け、その診断書を提出すべきことを命ずることができることとする。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3及び第5条第2項	
想定される代替案	銃砲刀剣類の所持許可又は許可の更新を受けようとするすべての75歳以上の高齢者から、認知症に関する専門医の診断を事前に提出することを義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	75歳以上の高齢者が銃砲刀剣類の所持許可又は更新に当たって、認知機能に関する検査を受ける費用が発生する。また、認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると認められる高齢者には医師の診断を受ける費用が発生する。	75歳以上の高齢者が銃砲刀剣類の所持許可又は更新に当たって、認知症に関する専門医の診断を受ける費用が発生する。
(行政費用)	認知機能検査の実施費用が発生する。また、認知症の疑いがあると認められる高齢者から診断書を受ける事務的負担も発生するが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する費用は僅少である。	診断書を受ける事務的負担が発生するが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する費用は僅少である。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	すべての75歳以上の高齢者が認知機能に関する検査を受け、検査の結果、認知症の疑いがあるものから専門医の診断書が得られることから、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を減少できる。	すべての75歳以上の高齢者から専門医の診断書を得られることから、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を減少できる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	便益の点では、代替案ではすべての高齢者から専門医の診断書を得られることから改正案よりも大きいとも考えられるが、改正案でも十分な便益を得られると考えられる。他方で、費用の点では、認知機能検査は医療従事者でなくとも検査ができる簡易なものを見定しているため、認知機能検査の受診及び実施に係る費用は、すべての75歳以上の高齢者から認知症に関する専門医の診断書を事前に提出することを義務付けることによる費用よりも小さく、得られる便益に比して合理的な範囲の負担と考えられるため、改正案は代替案よりも優れていると評価できる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。	

政策の名称	射撃技能に関する講習の受講義務の新設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 猟銃使用による事故(自殺を除く。以下単に「事故」という。)は、平成17年に28件、平成18年に23件、平成19年に32件が発生するなど毎年一定数以上発生し、さらにそのうち獵銃の基本的な操作や射撃の技能が低下しているために発生したと考えられる事故が全体の約9割を占めている。そこで、獵銃の所持許可の更新を受けようとする者に対し、獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けることを義務付けることにより、獵銃の基本的な操作や射撃の技能の低下に伴う事故の防止を図る必要がある。</p> <p>【内容】 獵銃の所持許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会が行う射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5
想定される代替案	獵銃の所持許可の更新を受けようとする者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項の射撃教習の課程を修了しなければならないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	獵銃の所持許可を更新するに当たって、射撃技能に関する講習を受講する費用が発生する。	獵銃の所持許可を更新するに当たって、射撃教習の課程を修了するための費用が発生する。
(行政費用)	講習の実施に費用が発生する。	射撃教習の実施に費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	獵銃の基本的な操作や射撃技能の向上による事故が防止されることにより、人の生命及び身体の被害が防止される。	獵銃の基本的な操作や射撃技能の向上による事故が防止されることにより、人の生命及び身体の被害が防止される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	便益の点では、両者において同様であると考えられる。費用の点では、改正案では獵銃の許可更新時に射撃技能に関する講習を受講する費用が発生するが、講習は射撃教習を簡略化したものと想定していることから、改正案による費用は代替案よりも小さいと考えられるため、改正案が代替案よりも優れていると評価できる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。	

政策の名称	年少者による空気銃の所持の制限								
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 空気銃については、原則として 18 歳以上の者でなければ所持許可を受けることができないものの、18 歳未満であっても国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された 14 歳以上のものに限り、所持許可の対象にするという例外を認めている。しかし、年少者(14 歳以上 18 歳未満の者をいう。以下同じ。)は、一般に心身が未成熟で成人に比べて危険物を適切に保管等する能力に劣っており、年少者自らが空気銃の所持許可を受けて保管した場合に、大会等の際に年少者が空気銃を携帯して射撃場までの間を往復するということにならざるを得ないこと等の問題が認められることから、盗難、紛失等の事故を防止するため、年少者については特別な場合を除きその所持許可を認めないととする必要がある。</p> <p>【内容】 年少者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定することとする(所持許可を受けられない年少者は、射撃指導を受けるために、資格の認定を受けた上で、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる)。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>法令の名称・関連条項と その内容</td><td>銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第1号</td></tr> </table>		法令の名称・関連条項と その内容	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第1号					
法令の名称・関連条項と その内容	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第1号								
想定される代替案	国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者にも許可を認めるが、当該許可に係る空気銃の銃砲店等に対する保管委託を義務付ける。								
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用の要素</th><th>代替案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用) 国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生する。また、射撃指導員が監督に当たる費用が発生する。</td><td>許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。</td></tr> <tr> <td>(行政費用) 年少者の資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。</td><td>年少者の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。</td></tr> <tr> <td>(その他の社会的費用) その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。</td><td>その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。</td></tr> </tbody> </table>	費用の要素	代替案	(遵守費用) 国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生する。また、射撃指導員が監督に当たる費用が発生する。	許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。	(行政費用) 年少者の資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。	年少者の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。	(その他の社会的費用) その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
費用の要素	代替案								
(遵守費用) 国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生する。また、射撃指導員が監督に当たる費用が発生する。	許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。								
(行政費用) 年少者の資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。	年少者の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。								
(その他の社会的費用) その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。								
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th>便益の要素</th><th>代替案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することにより、空気銃による人の生命及び身体の被害が防止される。</td><td>銃砲店等が保管するときには改正案と同様の便益が期待されるが、それ以外のときにはそれぞれの年少者が空気銃を所持することを認めこととなるため、空気銃の盗難、紛失等の事故が発生する可能性がある。</td></tr> </tbody> </table>	便益の要素	代替案	年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することにより、空気銃による人の生命及び身体の被害が防止される。	銃砲店等が保管するときには改正案と同様の便益が期待されるが、それ以外のときにはそれぞれの年少者が空気銃を所持することを認めこととなるため、空気銃の盗難、紛失等の事故が発生する可能性がある。				
便益の要素	代替案								
年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することにより、空気銃による人の生命及び身体の被害が防止される。	銃砲店等が保管するときには改正案と同様の便益が期待されるが、それ以外のときにはそれぞれの年少者が空気銃を所持することを認めこととなるため、空気銃の盗難、紛失等の事故が発生する可能性がある。								
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生し、射撃指導員が監督に当たる費用も発生する。一方、代替案では許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。費用の点では、改正案の方がやや大きいとも考えられるが、得られる便益に比して十分正当化できる範囲のものと考えられる。さらに、代替案では便益が十分に期待できない。したがって、改正案の方が代替案よりも優れないと評価することができる。								
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第 170 回臨時国会に提出した。								

政策の名称	年少射撃資格の認定制度の創設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 年少者(14歳以上18歳未満の者をいう。以下同じ。)については、その所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止するため、所持許可の対象を国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定することとするが、年少者の空気銃の所持許可を制限する趣旨が、年少者自らが空気銃の所持許可を受けて保管した場合に、大会等の際に年少者が空気銃を携帯して射撃場までの間を往復するということにならざるを得ないこと等、盗難、紛失等の事故防止の観点からの問題にあることを踏まえると、資格の認定を受けた年少者のみについて、限られた場所で適切な者の監督の下に自ら保管することを要しない空気銃を所持させることとする必要が認められる。</p> <p>【内容】 14歳以上18歳未満の者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、都道府県公安委員会による年少射撃資格の認定を受け、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第4号の6、第4条第1項第5号の2、第9条の13、第9条の14及び第9条の15
想定される代替案	国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者に許可を認めるが、当該許可に係る空気銃の銃砲店等に対する保管委託を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生する。また、射撃指導員が監督に当たる費用が発生する。	許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。
(行政費用)	年少者の資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。	年少者の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。
(他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することにより、空気銃による人の生命及び身体の被害が防止される。	銃砲店等が保管するときには改正案と同様の便益が期待されるが、それ以外のときにはそれぞれの年少者が空気銃を所持することを認めることとなるため、空気銃の盗難、紛失等の事故が発生する可能性がある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生し、射撃指導員が監督に当たる費用も発生する。一方、代替案では許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。費用の点では、改正案の方がやや大きいとも考えられるが、得られる便益に比して十分正当化できる範囲のものと考えられる。さらに、代替案では十分な便益を期待できない。したがって、改正案の方が代替案よりも優れないと評価することができる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。	

政策の名称	実包の所持状況の記録化
-------	-------------

規制の目的、内容 及び必要性等	<p>【目的及び必要性】</p> <p>平成 19 年 12 月に長崎県佐世保市で発生した猟銃使用殺傷事件では、被疑者が 2,700 個余りもの実包を所持しており、かつ、そのことを事件発生まで警察が把握できていなかつたことから、国民の間に大きな不安が広がった。現行の銃砲刀剣類所持等取締法では、実包については監督方法が定められていないが、猟銃の危険性は、銃とその適合実包等が組み合わされることによって現実化するものであるから、猟銃の危害を防止するためには、実包についても所要の監督を行う必要がある。また、実包はその形状から猟銃本体と異なり、紛失や隠匿が容易であるから、銃砲等の所持、使用等に関する危害を予防するという銃刀法の目的を実現するためには、猟銃本体の監督方法以上に、厳格な管理を行う必要がある。</p> <p>【内容】</p> <p>猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、これに所定の事項を記載しなければならないこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 5 の 2、第 10 条の 6 及び第 35 条第 5 号の 2
想定される代替案	実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し又は廃棄したときに、所要事項の報告を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	猟銃の所持許可を受けた者には、帳簿を備え、実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したとき、これに所要の事項を継続的に記録する事務的負担が発生する。	実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し又は廃棄したときに、所要事項の報告を行うための事務的負担が生じる。
(行政費用)	帳簿記載事項の正確性を担保するための検査に係る事務的負担が発生する。	報告を受けるための事務的負担や報告事項の正確性を担保するための検査に係る事務的負担が発生する。
(他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	実包の厳格な管理により、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等が防止され、銃砲による人の生命及び身体の被害が防止される。	実包の厳格な管理により、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等が防止され、銃砲による人の生命及び身体の被害が防止される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	便益の点では、両者とも同様であると考えられる。費用の点では、代替案では実包の製造、譲受け、譲渡し等があった際に所要事項の報告に係る事務的負担が発生するが、これは改正案で発生する所要の事項を帳簿に記載する事務的負担よりも大きいと考えられる。それに加え、代替案では都道府県公安委員会が報告を受けるための事務的負担も発生するため、代替案の費用は改正案よりも大きいことができる。したがって、改正案の方が代替案よりも優れていると評価できる。	
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第 170 回臨時国会に提出した。	

政策の名称	実包等の保管に係る努力義務の新設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 銃砲と適合実包等は、これが一体となってその危険性が大きく顕在化するため、現行の銃砲刀剣類所持等取締法は銃砲及びその適合実包等を同一設備と共に保管してはならないとしていることと、いずれかが盗まれたとしても銃砲による危害をできるだけ小さくすることを図っている。しかしながら、この場合であっても、銃砲及びその適合実包等が同一建物内にある場合には、これらが同時に盗難に遭う危険性が高い。したがって、銃砲及びその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を低くするため、これらの物理的な隔離を更に進める必要がある。</p> <p>【内容】 銃砲及びその適合実包等の物理的な隔離を更に進めるため、銃砲と適合実包等は同一建物内に共に保管しないよう努めなければならないこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第10条の4第4項、第10条の6
想定される代替案	銃砲及びその適合実包等の保管設備の基準を厳格化し、盗難等がより困難な厳重な保管設備での保管を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	適合実包等を銃砲とは他の建物において保管する又は火薬類販売業者等に保管を委託するための費用が発生する。	銃砲及びその適合実包等のそれぞれについて厳重な保管設備を導入・維持するための費用が発生する。
(行政費用)	特に行政費用は想定されない。	特に行政費用は想定されない。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	銃砲とその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を少なくし、銃砲の所持、使用等による人の生命及び身体の被害が防止される。	銃砲とその適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を少なくし、銃砲の所持、使用等による人の生命及び身体の被害が防止される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	便益の点では、両者とも同様であると考えられる。費用の点では、改正案では実包等を銃砲とは他の建物において保管する又は火薬類販売業者等に保管を委託するための費用が生ずるが、代替案では銃砲及びその適合実包等のそれぞれについて、厳重な保管設備を導入・維持するための費用が生じるため、代替案における費用は改正案よりも大きいといえる。したがって、多数の銃を所持している者にのみ代替案のような規制も課すことは別段、所持者一般に対して規制を課す場合においては、改正案は代替案よりも優れていると評価することができる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。	

政策の名称	行政調査に関する規定の整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 銃砲刀剣類所持等取締法においては、銃砲刀剣類の所持許可の申請があつた場合や、所持許可を受けて銃砲刀剣類を所持する者が欠格事由に該当するとの情報があつた場合に、その者が欠格事由に該当するか否かを調査するに当たり、その者に対し、必要な事項の報告を求めたり、医師の診断を受けるべきことを命じることや、公務所等に照会することの根拠となる規定を置いていない。しかしながら、銃砲刀剣類による危害を予防するためには、銃砲刀剣類の所持者に対して必要な監督を行う必要があり、そのためには、適宜かつ的確な報告徴収、照会等の根拠規定を整備する必要がある。</p> <p>【内容】 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条若しくは第6条による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうか、又は新たに設ける年少射撃資格の認定を受けた者が当該認定を受けた後も引き続き認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、若しくは必要な事項の報告を求め、又は公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な報告を求めることがあるとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3及び第13条の2
想定される代替案	特になし。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	銃刀法第4条又は第6条による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうかなどを調査するため必要があると認めるときに、指定された医師の診断を受けて報告する事務的負担が生じる。また、同様の場合に、公務所等にも都道府県公安委員会に対し報告をする事務的負担が生じる。	—
(行政費用)	都道府県公安委員会が報告を受ける事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する行政費用は僅少である。	—
(他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	銃刀法第4条又は第6条による許可を受けた者等から確実に報告を徴収することにより、銃砲刀剣類の所持不適格者を発見し、銃砲刀剣類による危害が予防される。	—
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者等から確実に報告を徴収することにより、銃砲刀剣類の所持不適格者を発見することができ、銃砲刀剣類による危害が予防される。一方、銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうかなどを調査するため必要があると認めるときに、指定された医師の診断を受けて報告する事務的負担が生じる。また、同様の場合に、公務所等にも都道府県公安委員会に対し報告をする事務的負担が生じる。これらの費用は、得られる便益に比して正当化できる範囲のものであることから、改正案は適切であると評価できる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。	

政策の名称	調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 銃砲の所持許可を受けた者が欠格事由に該当する疑いがあり、その真否等を確認するための調査を具体的に行っている間、当該銃砲をその者の管理下に置いておかざるを得ないというのは危害予防上問題があると考えられることから、銃砲の所持、使用等に関する危害を予防するため、都道府県公安委員会が調査を行う間における銃砲の保管に関する規定を設ける必要がある。</p> <p>【内容】 都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、当該銃砲の提出を命じ、調査を行う間、提出された銃砲を保管することができることとする。この場合において当該保管の期間は、30日を超えることができないこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3
想定される代替案	都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、調査を行う間、当該銃砲の使用禁止命令を出すことができることとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	銃砲の提出を命じられた者が、その所持する銃砲を提出する事務的負担が生じる。	新たな遵守費用は想定されない。
(行政費用)	提出された銃砲を保管する事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する行政費用は僅少である。	新たな行政費用は想定されない。
(他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、確実にその所持する銃砲を提出させることにより、銃砲による危害を予防する。	欠格事由に該当する疑いがあると認められる者によってその所持する銃砲が使用されるおそれがあり、銃砲による危害を十分に防止できない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	便益については、改正案では銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、確実にその所持する銃砲を提出させることにより、銃砲による危害を予防できるが、代替案では銃砲が使用されるおそれがあり、銃砲による危害を十分に防止できない。費用の点では改正案について、銃砲の提出を命じられた者が、その所持する銃砲を提出する事務的負担が生じるが、得られる便益に比して十分に正当化できるものであるから、改正案の方が代替案よりも優れていると評価できる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。	

政策の名称	猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 猟銃安全指導委員には、その活動をより効果的なものとするため、都道府県公安委員会は、猟銃所持者の氏名、住所等の個人情報を委員に対して提供していること、猟銃所持者あるいはその家族等から個人的事項に関する相談を受けることがその職務とされること、危険性の高い猟銃に関する事項に携わること等から、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げるため、猟銃安全指導委員が職務上知り得た秘密の保護を図る必要がある。</p> <p>【内容】 猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>													
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第4項												
想定される代替案	猟銃安全指導委員に対して守秘義務を課さない。													
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>費用の要素</th> <th>代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>特に遵守費用は想定されない。</td> <td>特に遵守費用は想定されない。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>特に行政費用は想定されない。</td> <td>特に行政費用は想定されない。</td> </tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td> <td>その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。</td> <td>猟銃所持者の氏名、住所等職務上知り得た秘密が漏洩された場合には、これが悪用されるなどの不利益が生じる可能性が高い。</td> </tr> </tbody> </table>			費用の要素	代替案	(遵守費用)	特に遵守費用は想定されない。	特に遵守費用は想定されない。	(行政費用)	特に行政費用は想定されない。	特に行政費用は想定されない。	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	猟銃所持者の氏名、住所等職務上知り得た秘密が漏洩された場合には、これが悪用されるなどの不利益が生じる可能性が高い。
	費用の要素	代替案												
(遵守費用)	特に遵守費用は想定されない。	特に遵守費用は想定されない。												
(行政費用)	特に行政費用は想定されない。	特に行政費用は想定されない。												
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	猟銃所持者の氏名、住所等職務上知り得た秘密が漏洩された場合には、これが悪用されるなどの不利益が生じる可能性が高い。												
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>便益の要素</th> <th>代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>猟銃所持者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。</td> <td>守秘義務が課されないことから、職務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が改正案よりも高い。</td> </tr> </tbody> </table>			便益の要素	代替案		猟銃所持者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。	守秘義務が課されないことから、職務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が改正案よりも高い。						
	便益の要素	代替案												
	猟銃所持者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。	守秘義務が課されないことから、職務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が改正案よりも高い。												
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	改正案では、猟銃所持者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。また、改正案では新たな費用が想定されない。他方で、代替案については、職務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が改正案よりも高いことから、改正案の方が代替案よりも優れている。													
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」を第170回臨時国会に提出した。													

政策の名称	高齢運転者標識の表示義務の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 高齢運転者の理解と支持の下に、高齢運転者標識制度の適切な運用を図る。</p> <p>【内容】 平成 19 年の道路交通法改正によって導入された、75 歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示の一法律義務付けに関する規定は、当分の間、適用しないこととし、70 歳以上 75 歳未満の者と同様に努力義務にとどめることとする。</p> <p>【必要性】 平成 19 年の道路交通法改正によって 75 歳以上の高齢運転者に表示が義務付けられた高齢運転者標識の制度は、平成 20 年 6 月 1 日から施行されたが、警察としては、施行日から 1 年間を制度周知のための期間として、高齢運転者標識の表示義務違反の取締りを行わないとしたところである。その後、施行から半年余りが経過したが、警察その他関係機関・団体による積極的な広報・啓発活動等の結果、平成 20 年 9 月現在の 75 歳以上の運転者の高齢運転者標識の表示率は 75.4% にまで上昇するなど、高齢運転者の交通安全に関する意識が高まっている。 これらの状況等を踏まえると、今後も、広報啓発活動に引き続き積極的に取り組むことにより、本制度を普及定着させることができると考えられることから、道路交通法を改正し、本制度の規定を当分の間、適用しないこととともに、70 歳以上 75 歳未満の者と同様、努力義務にとどめることとする必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	道路交通法の一部を改正する法律(附則第 22 条関係)
想定される代替案	70 歳以上の高齢運転者に対する高齢運転者標識の表示義務を廃止する。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	発生しない。	発生しない。
(行政費用)	これまでと同様、高齢運転者標識の普及定着を図るために広報啓発活動に係る負担が発生する。	高齢運転者標識制度の普及定着を図るために負担はなくなる一方、廃止に伴う広報啓発活動に係る負担が一時的に発生する。
(その他の社会的費用)	加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼしているにもかかわらず、高齢運転者標識を表示しない高齢運転者がいる場合には、これらの者の安全確保を十分に図ることができなくなる。	平成 9 年の制度導入以降、一定程度普及定着してきた高齢運転者標識制度の廃止により、社会的な混乱を招くおそれがあるほか、表示の効果として周囲の運転者に課されていた、幅寄せや割り込みを禁止するという保護義務も廃止されることとなり、高齢運転者の安全確保を十分に図ることができなくなる。
規制の便益	便益の要素	代替案
	高齢運転者標識の表示義務が努力義務にとどまることにより、75 歳以上の高齢運転者に対する罰則の適用がなくなる。	努力義務も含む表示義務が廃止されることにより、70 歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識の表示を義務付けられる負担が生じなくなる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、これまで同様、広報啓発活動に係る費用は生じるもの、身体機能の低下が顕著でない高齢運転者の負担を軽減した上で、身体機能の低下が運転に影響を及ぼしている高齢運転者に対して必要な保護を与え、これらの者の安全確保を図ることができる。一方、代替案では、高齢運転者の負担はなくなるものの、制度の廃止に伴う広報啓発活動に係る費用にとどまらず、一定程度普及定着してきた制度の廃止による社会的な混乱や交通安全の確保の低下等の多大な社会的費用が生じる。したがって、改正案を選択することが妥当であると評価できる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の変更は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の変更を内容の一部とする「道路交通法の一部を改正する法律案」を第 171 回通常国会に提出した。	

政策の名称	高齢運転者等専用駐車区間制度の導入	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者の割合が高まる一方で、高齢者にとって自動車は日常生活における不可欠な移動手段であることにかんがみ、高齢運転者等に対して安全で快適な駐車環境を提供する。</p> <p>【内容】 駐車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間の一部について都道府県公安委員会が指定した区間(以下「高齢運転者等専用駐車区間」という。)においては高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐車することができるとしている。また、都道府県公安委員会は、高齢運転者等の申請に基づき、当該高齢運転者等が届出に係る普通自動車の運転者であることを示す標章をあらかじめ交付し、高齢運転者等は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している間、標章を当該普通自動車の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。</p> <p>【必要性】 高齢運転者等専用駐車区間制度を実効あるものとするため、高齢運転者等以外の者が運転する車両の区間内における駐車を禁止する必要がある。また、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車の運転者が高齢者等であることを外形上識別可能とするため、高齢運転者等専用駐車区間に駐車する普通自動車を高齢運転者等にあらかじめ届出をさせ、駐車している間、届出に係る普通自動車の車両登録番号等が記載された標章を当該普通自動車の前面の見やすい位置に掲示させる必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	道路交通法の一部を改正する法律(第45条の2、第49条の2、第49条の3、第49条の4、第49条の5、第49条の7、第119条の2、第119条の3、第120条、第121条関係)
想定される代替案	専用駐車区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転するものであることを識別する手段として、高齢運転者標識等を利用する。 高齢運転者等以外の者が運転する車両は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車しないように努めなければならないこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	高齢運転者等については、標章交付の申請に係る負担が発生する。 高齢運転者等以外の者が運転する車両については、駐車ができないという負担が発生する。	高齢運転者等以外の者が運転する車両については、高齢運転者等専用駐車区間に駐車しないように努めなければならない負担が発生する。
(行政費用)	高齢運転者等に対する標章交付に係る負担が発生する。 高齢運転者等以外の者が運転する車両が高齢運転者等専用駐車区間に駐車した場合の取締りに係る負担が発生する。 高齢運転者等専用の区間であることの趣旨を徹底するため、広報啓発活動等に係る負担が発生する。	高齢運転者等専用の区間であることの趣旨を徹底するため、広報啓発活動等に係る負担が発生する。
(他の社会的費用)	発生しない。	発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転する普通自動車であることの外形的識別及び違反して駐車している車両の排除が可能になる。その結果、制度を実効あるものとすることができる。	高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転する普通自動車であることの外形的識別ができない。また、違反して駐車している車両を排除することができない。その結果、制度を実効あるものとすることができない。

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、必要最小限の費用により制度を実効あるものとすることができます。一方、代替案では、広報啓発活動等に係る行政の負担が生じるにもかかわらず、高齢運転者等以外の者が運転する車両の駐車を実効的に排除できず、制度が機能しない。したがって、改正案を選択する必要がある。
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「道路交通法の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出した。

表4-4- (実績評価方式により事後評価した政策)

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり		
	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。		
<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 及び は共に達成されていることから、犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくりは進められたと認められる。 しかし、業績指標 は、依然として高い水準にあることから、安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策を引き続き推進することが必要である。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 街頭犯罪・侵入犯罪の発生状況(街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数)</p> <p>達成目標 : 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、過去5年間の減少傾向を維持する。 基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の主な街頭犯罪(注1)の認知件数は87万6,346件と、18年に比べ6万7,268件(7.1%)減少し、また、19年中の主な侵入犯罪(注2)の認知件数も20万4,811件と、18年に比べ3万3,578件(14.1%)減少し、目標を達成した。 注1:路上強盗、ひったくり、強姦(街頭)、強制わいせつ(街頭)、略取誘拐(街頭)、暴行(街頭)、傷害(街頭)、恐喝(街頭)、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい 注2:侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入</p> <p>業績指標 防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)</p> <p>達成目標 : 防犯ボランティア団体の活動の活性化に向け、各種支援を継続することにより、防犯ボランティア団体数及び構成員数について、増加傾向を維持する。 基準年:15~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年末の防犯ボランティア団体数は3万7,774団体と、18年末に比べ5,843団体(18.3%)増加し、また、19年末の防犯ボランティア団体の構成員数は234万2,279名と、18年末に比べ36万2,814名(18.3%)増加し、目標を達成した。</p>			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>評価結果を踏まえ、防犯ボランティア団体の活動の活性化のための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る防犯ボランティア支援のための施策 (平成21年度予算:81百万円[20年度予算:192百万円]) 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化を図るため、地方警察官増員を要求。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画(犯罪対策閣僚会議決定)	平成15年12月	第1<平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止>
	安全・安心なまちづくり全国展開プラン(犯罪対策閣僚会議決定)	平成17年6月	第1<住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開> 第2<住まいと子供の安全確保>
	犯罪から子どもを守るための対策(犯罪対策閣僚会議決定)	平成18年12月	第1章<登下校時の安全確保等のための対策> 第2章<犯罪から子どもを守るために総合対策> <地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る> <子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む>
	子ども安全・安心加速化プラン(犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承)	平成18年6月	
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 地域警察官(注)による街頭活動の更なる推進				
	警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消による交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域に密着した活動を行っている地域警察官の街頭活動を更に推進する。 注：地域警察官とは、交番勤務・駐在所勤務等の地域警察勤務を行う警察官をいう。				
【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標、共に目標を達成し、地域警察官による街頭活動の強化が推進されたと認められる。しかし、治安に対する国民の不安が払しょくされず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないことから、地域警察官による街頭活動の強化の更なる推進が必要であると考えられる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努める。 また、国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、現場執行力の向上、装備資器材の整備等を図る。		【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	業績指標 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合 達成目標： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、増加傾向にあり、19年中は45万2,116人のうち37万5,533件(83.1%)と、18年に比べ0.2ポイント向上しており、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は過去5年間並の高水準を維持し、目標を達成した。				
	業績指標 地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数 達成目標： 地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消する。 基準年：16年 達成年：19年 効果の把握の結果： 地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」は、16年4月1日現在では、全国に1,925箇所あったが、19年4月1日現在、いわゆる「空き交番」は解消され、目標を達成した。				
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、国民に信頼される強靭な執行力を備えた精強な第一線警察を構築するための経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none">・ 地域警察官の防弾資機材の整備 (平成21年度予算：236百万円[20年度予算：236百万円])・ 地域警察官の現場執行力を強化するための資機材の整備 (平成21年度予算：272百万円[20年度予算：314百万円])				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）		
	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	来年度、3,500人の警察官を増員し、「空き交番」の解消に全力を挙げ、「世界一安全な国」の復活を目指します。		
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	一昨年4月に2,000か所あった空き交番は、1年間で700か所解消しました。平成19年春までの3年間に「空き交番」をゼロにします。		
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。		
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第1<平穏な暮らしを齎かす身近な犯罪の抑止>1(9)、(10)、(12)		

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 少年非行の防止		
施策の概要	近年、少年による社会の耳目を集める凶悪事件が発生し、同年齢層人口 1,000 人当たりの検挙人員も高水準で推移していること等から、非行集団等の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 は達成が不十分であるものの、業績指標 及び はおおむね達成されていることから、少年非行の防止はおおむね推進されたと認められる。</p> <p>達成が不十分であった業績指標 については、指標である再犯者率が、再犯者数だけでなく初犯者数とも相関関係にあることに由来するものであり、再犯者数そのものについては、4年連続で減少している。今後は、再犯者数そのものを基礎とし、再犯者数の同年齢層における人口比の動向も考慮しつつ、再犯者の状況を把握・評価し、更に再犯者対策を講ずることとする。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にあることから、少年の規範意識の醸成、立直り支援等の諸対策を更に推進することとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標</p> <p>少年非行防止のための取組みの推進状況(刑法犯少年等の検挙人員、少年相談受理件数、不良行為少年の補導人員、覚せい剤事犯等の少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為少年の補導人員)</p> <p>達成目標：</p> <p>刑法犯少年等を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。</p> <p>基準年：14～18 年 達成年：19 年</p> <p>効果の把握の結果：</p> <p>刑法犯少年の検挙人員や触法少年(刑法)の補導人員は減少(検挙人員：10万3,224人、前年比8.5%減、補導人員：1万7,904人、前年比4.7%減)したものの、特別法犯の送致人員や触法少年(特別法)の補導人員は増加(送致人員：6,340人、前年比16.6%増、補導人員：608人、前年比31.6%増)したほか、不良行為少年の補導人員も増加(補導人員：155万1,726人、前年比8.7%増)しているなどから、刑法犯少年等を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導するという目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>業績指標</p> <p>非行少年の再犯者率</p> <p>達成目標：</p> <p>非行少年の再犯者率を過去5年間の平均値より減少させる。</p> <p>基準年：14～18 年 達成年：19 年</p> <p>効果の把握の結果：</p> <p>刑法犯少年の再犯者率は増加(再犯者率：30.3%、前年比0.3ポイント増)し、非行少年の再犯者率を過去5年間の平均値(刑法犯少年の過去5年間の再犯者率の平均値 28.4%)より減少させるという目標については、達成が十分とは言えない。</p> <p>業績指標</p> <p>非行少年の立直り支援等の状況(関係機関等と連携した非行少年の立直り支援事例等)</p> <p>達成目標：</p> <p>非行少年の立直り支援を的確に推進する。</p> <p>基準年：14～18 年 達成年：19 年</p> <p>効果の把握の結果：</p> <p>非行少年の立直り支援等の拠点である少年サポートセンターの設置数が増加しているほか、少年サポートセンターが関係機関・ボランティア等と連携して様々な立直り支援を実施したり、個々の事件における捜査・調査を通じて非行少年が心を開いた担当警察官・警察職員が、当該少年に対して継続的に連絡をとり、少年の話し相手となるなどの取組みを行うことにより、非行少年の立直り支援に一定の成果をあげていることから、非行少年の立直り支援を的確に推進するという目標はおおむね達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、少年非行の防止を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行少年等の立ち直り支援の充実強化 (平成 21 年度予算：3百万円 [20 年度予算：6百万円]) ・ 触法調査等の充実強化 (平成 21 年度予算：3百万円 [新規]) <p>非行集団等の取締り及び街頭補導活動の強化や少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査・調査が行われるよう指導を行うこととした。また、少年の規範意識を醸成するための非行防止教室等の開催や少年の居場所づくり等、少年の立直り支援を関係機関と連携して引き続き推進するなど少年の非行防止に向けた取組みを充実強化することとした。</p> <p>平成 21 年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に要する経費の措置を要望。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	青少年育成施策大綱	平成 15 年 12 月	4 - (2)(3)、5 - (3)(4)、6 - (1)(4)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月	第2 <社会全体で取り組む少年犯罪の抑止>

犯罪から子どもを守るための対策 子ども安全・安心加速化プラン	平成 17 年 12 月 平成 18 年 6 月	第1章 < 登下校時の安全確保等のための対策 > 第2節 2(2) - 1(1)、4(2)、 - 1(1)、 - 1(1)、(2)、(4)
-----------------------------------	-----------------------------	---

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 犯罪等からの少年の保護				
	児童買春、児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪(以下「福祉犯」という。)の取締りを推進するとともに、インターネット上の異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為等の規制に関する法律を的確に運用するなど、有害環境の浄化を推進する。また、少年補導職員等によるカウンセリングや継続的な支援等を推進すること等により、犯罪等から少年の保護を図る。				
【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績目標は達成し、業績指標はおおむね達成されたと認められることから、犯罪等からの少年の保護はおおむね推進されたと認められる。 しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たない現状があることから、これら事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要があると考えられる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 福祉犯の取締りを引き続き推進するとともに、関係省庁と連携したフィルタリングの普及促進など、子どもを取り巻く有害環境対策の充実及び被害防止のための広報啓発活動を行うこととする。		【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	業績指標 福祉犯の被害状況等(福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数) 達成目標： 福祉犯の被害少年の保護を図る。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 福祉犯の検挙件数及び検挙人員が増加(福祉犯の検挙件数：7,175件、前年比0.2%増、検挙人員：6,768人、前年比3.6%増)したことから、福祉犯の取締りを推進することで福祉犯の被害少年の保護を図るという目標は達成されたと認められる。				
	業績指標 被害少年の支援等の状況(少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例) 達成目標： 被害少年の支援を推進する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 少年相談受理件数7万8,789件のうち、犯罪被害の相談受理件数が増加(受理件数：7,654件、前年比1.9%増)したが、これら相談に対する助言・指導等の措置や立直り支援の取組み等により、被害少年の支援を推進するという目標はおおむね達成されたと認められる。				
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、犯罪等からの少年の保護を推進するための経費を予算措置した。 ・児童買春、児童ポルノの取締りの強化 (平成21年度予算：16百万円[20年度予算：11百万]) ・児童虐待を初めとする被害少年に対する支援対策 (平成21年度予算：105百万円[20年度予算：111百万]) 少年の性的搾取対策の強化のための定員を要求。 児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを強化するとともに被害少年に対して少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員等による継続的なカウンセリングを行うなどの支援を行うとした。 青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について各都道府県警察に指示した。				
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第1 <平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止> 3 第2 <社会全体で取り組む少年犯罪の抑止> 2 第1章 <登下校時の安全確保等のための対策> 第2節 2(2)(3) <地域の力で子どもを非行や犯罪被害を守る> 4(1) <困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する> 2(2)		
	犯罪から子どもを守るための対策	平成17年12月			
	子ども安全・安心加速化プラン	平成18年6月			

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 良好な生活環境の保持		
施策の概要	営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や、近年、多発している刀剣類及び新たに所持が禁止された準空気銃の不法所持事件の取締りを強化及び推進すること等により、良好な生活環境を保持する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 から まですべての指標において目標が達成されていることから、風俗営業者等に対する必要な規制及び取締り並びに刀剣類及び準空気銃の不法所持事件の取締りの強化及び推進による良好な生活環境の保持は達成されたと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や、刀剣類及び準空気銃の不法所持事件の取締りを強化し、及び推進すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。 また、19年12月、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件を受けて、許可を受けた獵銃等及びその所持者すべてを対象とした「17万人 / 30万丁・総点検」を実施するとともに、警察庁において、銃砲行政のあらゆる面から点検作業を行う「銃砲行政の総点検」を行ったところであり、その結果を踏まえ、銃刀法の改正も含め、銃砲規制の厳格化のための対策を早急に具体化していくこととする。</p>		
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 風俗営業等に対する行政処分件数</p> <p>達成目標： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分件数を過去5年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中の風俗営業等への行政処分件数は9,631件と、14年から18年までの平均行政処分件数5,955件に比べ3,676件(61.7%)増加し、目標を達成した。</p>		
	<p>業績指標 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員</p> <p>達成目標： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,902件と、14年から18年までの平均検挙件数7,097件より805件(11.3%)、検挙人員は8,530人と、14年から18年までの平均検挙人員7,568人に比べ962人(12.7%)、それぞれ増加し、目標を達成した。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>業績指標 刀剣類及び準空気銃の押収数</p> <p>達成目標： 刀剣類の押収数を過去5年間の平均より増加させるとともに、準空気銃の押収を推進する。 基準年：14～18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中の刀剣類の押収数は757件と、14年から18年までの平均押収数396件に比べ361件(91.2%)増加し、目標を達成した。また、19年中の準空気銃の押収数は30件であった。</p>		
	<p>評価結果を踏まえ、良好な生活環境の保持のための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 獲銃登録照会業務の高度化 (平成21年度予算：115百万円[新規]) ・ 獲銃等講習会等における指導用教材の作成 (平成21年度予算：3百万円[新規]) ・ 銃刀・危険物関係執務資料 (平成21年度予算：2百万円[20年度予算：2百万円]) ・ 風俗行政関係執務資料 (平成21年度予算：4百万円[20年度予算：4百万円]) <p>刃物規制の強化及び銃砲規制の厳格化を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の一部を改正した。</p> <p>銃砲行政の運用の厳格化を図るために定員を要求。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	青少年育成施策大綱(青少年育成推進本部)	平成15年12月	6-(4)情報・消費環境の変化への対応 (風俗営業、性風俗関連特殊営業の適正化)

施策名	市民生活の安全と平穏の確保 経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保		
	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、良好な経済活動及び自然環境の確保を図る。		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果) 業績指標からまですべての指標において目標が達成されていることから、経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保は達成されたと認められる。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性) 経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りを更に推進するとともに、被害防止対策を進めることにより、良好な経済活動及び自然環境の確保を図っていくこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標： ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は484事件と、14年から18年までの平均検挙事件数378事件に比べ106事件(28.0%)、19年中の検挙人員は995人と、14年から18年までの平均検挙人員805人に比べ190人(23.6%)、それぞれ増加し、目標を達成した。</p> <p>業績指標 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標： 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は112事件と、14年から18年までの平均検挙事件数102事件に比べ10事件(9.8%)、検挙人員は299人と、14年から18年までの平均検挙人員285人に比べ14人(4.9%)、それぞれ増加し、目標を達成した。</p> <p>業績指標 知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標： 知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中の知的財産権事犯の検挙事件数は1,283件と、14年から18年までの平均検挙事件数1,136件に比べ147件(12.9%)、検挙人員は715人と、14年から18年までの平均検挙人員607人に比べ108人(17.8%)、それぞれ増加し、目標を達成した。</p> <p>業績指標 廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標： 廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中の廃棄物事犯の検挙事件数は6,107事件と、14年から18年までの平均検挙事件数3,550事件に比べ2,557事件(72.0%)、検挙人員は7,797人と、14年から18年までの平均検挙人員5,103人に比べ2,694人(52.8%)、それぞれ増加し、目標を達成した。</p>			
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、経済犯罪の取締りの推進による良好な経済活動の確保を図るための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「悪質商法・ヤミ金融事犯関係執務資料」の作成 (平成21年度予算：2百万円[新規]) ・悪質商法等取締資機材の整備 (平成20年度第2次補正予算：177百万円) ・生活経済事犯関係執務資料 (平成21年度予算：3百万円[20年度予算：3百万円]) <p>生活経済事犯の取締りを統括するための機構を要求。 機構要求：生活安全局生活経済対策管理官</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第4<組織犯罪等からの経済、社会の防御>3(3)

施策名	犯罪捜査の的確な推進 重要犯罪(注)に係る捜査の強化												
	犯罪の広域化・巧妙化が進み、「物からの捜査」等従来型手法による検挙が困難化するなど、捜査を取り巻く環境が悪化している現状にあることから、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙を徹底するための取組みを進める。 注:殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、人身売買及び強制わいせつ												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標①はおおむね達成されていることから、重要犯罪に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性) 国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要犯罪に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標① 各重要犯罪の検挙率</p> <p>達成目標 : 個人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率の向上に努める。 基準年:16~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の重要犯罪の検挙率は60.2%と、基準年のうち検挙率が最も高い18年の59.4%に比べると0.8ポイント増と、向上の度合いが少ないものの、16年から18年までの平均55.9%に比べ4.3ポイント増と、一定の向上が認められることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>												
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価結果を踏まえ、引き続き重要犯罪に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車ナンバー自動読み取りシステムの更新・拡充 (平成21年度予算:1,613百万円[20年度予算:2,188百万円]) ・ 警察総合捜査情報システムの更新・拡充 (平成21年度予算:2,135百万円[20年度予算:628百万円]) ・ DNA型鑑定基盤の強化 (平成21年度予算:445百万円[20年度予算:669百万円]) ○ DNA型鑑定体制強化のための定員を要求。 												
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項（抜粋）</th> <th>年月日</th> <th>記載事項（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td> <td>平成15年12月</td> <td>第1<平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止>2-④</td> </tr> <tr> <td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td> <td>平成15年12月</td> <td>第5<治安回復のための基盤整備>-⑭</td> </tr> <tr> <td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td> <td>平成15年12月</td> <td>第5<治安回復のための基盤整備>-⑯</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項（抜粋）	年月日	記載事項（抜粋）	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第1<平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止>2-④	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第5<治安回復のための基盤整備>-⑭	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第5<治安回復のための基盤整備>-⑯
記載事項（抜粋）	年月日	記載事項（抜粋）											
犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第1<平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止>2-④											
犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第5<治安回復のための基盤整備>-⑭											
犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第5<治安回復のための基盤整備>-⑯											

施策名	犯罪捜査の的確な推進									
	重要窃盗犯(注)に係る捜査の強化									
施策の概要	重要窃盗犯は国民に大きな不安を与えるものであるため、その検挙を推進する。 注:侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 はおおむね達成されていることから、重要窃盗犯に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 各重要窃盗犯の検挙率 達成目標： 侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率の向上に努める。 基準年：16～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中の重要窃盗犯の検挙率は51.4%と、基準年のうち検挙率が最も高い18年の45.3%に比べ6.1ポイント増、16年から18年までの平均39.3%に比べ12.1ポイント増と、一定の向上が認められることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>									
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none"> 自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充 (平成21年度予算：1,613百万円[20年度予算：2,188百万円]) 警察総合捜査情報システムの更新・拡充 (平成21年度予算：2,135百万円[20年度予算：628百万円]) DNA型鑑定基盤の強化 (平成21年度予算：445百万円[20年度予算：669百万円]) DNA型鑑定体制強化のための定員を要求。									
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項(抜粋)</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td> <td>平成15年12月</td> <td>第1 <平穏な暮らしを齎かす身近な犯罪の抑止> 2 -</td> </tr> <tr> <td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td> <td>平成15年12月</td> <td>第5 <治安回復のための基盤整備> -</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項(抜粋)	年月日	記載事項(抜粋)	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第1 <平穏な暮らしを齎かす身近な犯罪の抑止> 2 -	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第5 <治安回復のための基盤整備> -
記載事項(抜粋)	年月日	記載事項(抜粋)								
犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第1 <平穏な暮らしを齎かす身近な犯罪の抑止> 2 -								
犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第5 <治安回復のための基盤整備> -								

施策名	犯罪捜査の的確な推進 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化						
施策の概要	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果) 業績指標についておおむね達成されたという点においては、政治・行政・経済の構造的不正の追及はおおむね強化されたものと認められるが、これら不正の追及を求める国民の期待は依然として高いことから、引き続き、構造的不正の追及を強化する必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性) 引き続き、政治・行政・経済をめぐる構造的不正の追及の強化を図っていくこととする。 特に、研修内容の充実や捜査員の育成強化に努めるとともに、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を推進する。 なお、金融・不良債権関連事犯対策として9年度に認められた地方警察官の増員措置については19年3月をもって終了し、全国で1,000人を超える減員となった。19年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の減少と地方警察官の減員との関係について現在検証中であるが、当面、減員の影響を継続的に検証することとし、その結果を踏まえ、必要な措置を講じていくこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)</p> <p>達成目標： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 基準年：14～18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 業績指標については、検挙事件数は、18年に比べ減少したが、これは、統一地方選挙、参議院議員通常選挙の施行や諸情勢の変化があったことが影響している。また、社会的反響の大きい検挙事例が多数見られ、その中には過去に例を見ない特筆すべき事件検挙もあることなどから、これらを総合的に判断すると、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>						
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化を一層推進して行くために必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none">・ 知能犯罪に関するワーキンググループに要する経費 (平成21年度予算：2百万円[新規])・ 知能犯関係執務資料の印刷製本 (平成21年度予算：5百万円[20年度予算：5百万円])・ 捜査員の研修に要する経費 (平成21年度予算：27百万円[20年度予算：27百万円])						
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項(抜粋)</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項(抜粋)	年月日	記載事項(抜粋)	—	—	—
記載事項(抜粋)	年月日	記載事項(抜粋)					
—	—	—					

施策名	犯罪捜査の的確な推進						
	振り込め詐欺・恐喝(注)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化						
施策の概要	<p>最近、振り込め詐欺・恐喝を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が急激に増加している。これらの犯行手口は、一層巧妙化・多様化し、国民の間に甚大な被害が生じていることから、捜査活動を強化するとともに、予防活動を強化する。</p> <p>注:従来は、いわゆるオレオレ詐欺(恐喝)、架空請求詐欺(恐喝)及び融資保証金詐欺の3つの類型を振り込め詐欺・恐喝と定義していたが、還付金等詐欺の急増に伴い、19年に、従来の3類型に還付金等詐欺を加えた4つの類型を振り込め詐欺・恐喝と定義することとした。</p>						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標　はおおむね達成されたものの、業績指標　は達成が十分とは言い難いことから、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、達成が十分とは言い難い。</p> <p>これまで実施してきた施策については、検挙率の漸増、認知件数の漸減といった一定の成果がみられたが、検挙率は、未だ刑法犯全体の水準(19年:31.7%)を大きく下回っており、また、被害状況についても、19年中は月を追うごとに漸増傾向にあり、20年に入ってからもその傾向に歯止めがかからず、過去最悪の被害が発生した16年を上回るペースで推移しているなど、これまでどおりの対策を継続するのみではますます状況が悪化することは明らかであり、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化のため、より一層効果的な施策を講じていく必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の検挙及び抑止に向け、都道府県警察に対する指導、関係警察相互の連携、関係省庁・団体等との連携等の強化のための体制の増強を図るとともに、広域知能犯罪捜査のための資機材の整備等を進めるなど、より一層効果的な施策を実施していくこととする。</p> <p>なお、20年6月11日、振り込め詐欺に係る諸対策の総合的な推進を図るため、次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置したところであり、振り込め詐欺の撲滅に向けた施策の企画、立案及び総合調整を行ふとともに、都道府県警察における施策の推進に当たり、必要な指導及び調整を行っていくこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額</p> <p>達成目標： 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。 基準年：18年　　達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中の振り込め詐欺・恐喝の認知件数は1万7,930件、被害総額は251億4,242万1,788円と、それぞれ18年に比べ認知件数は1,090件(5.7%)、被害総額は3億5,087万9,185円(1.4%)と、いずれも減少幅はわずかであるものの、減少したことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数</p> <p>達成目標： 振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数を前年よりも増加させる。 基準年：18年　　達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中の振り込め詐欺・恐喝の検挙件数は3,079件、検挙人員は454人と、18年に比べ検挙件数は105件(3.5%)増加したものの、検挙人員は307人(40.3%)減少したことから目標の達成が十分とは言い難い。</p>						
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化を一層推進していくために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域知能犯罪捜査のための装備資機材の整備に要する費用 (平成21年度予算:0.3百万円、20年度補正予算:244百万円[20年度当初予算:22百万円]) ・ 振り込め詐欺に対する諸対策を強力に推進するための機構を要求。 ・ 機構要求:振り込め詐欺対策官 ・ 振り込め詐欺対策を強化するための定員を要求。 						
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項(抜粋)</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犯罪に強い社会実現のための行動計画</td> <td>平成15年12月</td> <td>第1 < 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止 > 2 - 、</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項(抜粋)	年月日	記載事項(抜粋)	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第1 < 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止 > 2 - 、
記載事項(抜粋)	年月日	記載事項(抜粋)					
犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第1 < 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止 > 2 - 、					

施策名	<p>犯罪捜査の的確な推進</p> <p>科学技術を活用した捜査の更なる推進</p>
施策の概要	<p>科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 については画像処理を活用した捜査が推進されたと認められ、業績指標 、 及び については目標を達成しており、事件解決に貢献した事例も多くみられたことから、科学技術を活用した捜査は推進されたと認められる。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>今後とも科学技術を活用した捜査を一層推進していくため、DNA型記録検索システムのオンライン化等の捜査用資機材、鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。</p> <p>また、指掌紋自動識別システム、画像処理装置及び簡易画像処理装置等の鑑識関係システムを有効に活用するとともに、現場鑑識活動の強化に向けて取組みを進めていくことにする。</p> <p>今後、画像処理装置の活用状況に関する評価を行う際は、簡易画像処理装置の活用状況を含めて評価することとする。</p>
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標</p> <p>DNA型鑑定の活用状況(鑑定事件数及び効果的事例)</p> <p>達成目標 :</p> <p>DNA型鑑定の鑑定事件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、DNA型鑑定の効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>DNA型鑑定事件数は、元年の導入以降、増加を続けている。19年中のDNA型鑑定事件数は2万1,189件と、18年に比べ9,370件(79.3%)増加し、目標を達成した。</p>
	<p>業績指標</p> <p>DNA型記録検索システムの活用状況(活用件数及び効果的事例)</p> <p>達成目標 :</p> <p>DNA型記録検索システムの過去2年間の増加傾向を維持する。また、DNA型記録検索システムの効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年:17~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>余罪照会により、19年中に被疑者が確認された事件数は1,283件と、18年に比べ602件(88.4%)増加し、同一犯行照会により19年中に同一犯行と確認された事件数は1,104件と、18年に比べ310件(39.0%)増加しており、目標を達成した。</p>
	<p>業績指標</p> <p>掌紋自動識別システムの活用状況(活用件数及び効果的事例)</p> <p>達成目標 :</p> <p>掌紋自動識別システムを最適化し、活用件数を増加させる。また、同システムの効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年:15~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>19年中の遺留掌紋照会件数は2万7,495件と、18年に比べ6,503件(30.9%)増加し、遺留掌紋確認件数は4,126件と、18年に比べ1,639件(65.9%)増加しており、目標を達成した。</p>
	<p>業績指標</p> <p>画像処理装置の活用状況(処理件数及び効果的事例)</p> <p>達成目標 :</p> <p>画像処理件数の過去4年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。</p> <p>基準年:15~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>業績指標 については、画像処理装置による画像処理件数が減少した。しかし、この減少は、19年においては警視庁で簡易画像処理装置を活用して相当数の画像処理を行ったことによるものと考えられ、他の道府県警察では画像処理装置による画像処理件数は増加傾向を維持している。したがって、画像処理を活用した捜査については推進されたと認められる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き科学技術を活用した捜査を一層推進して行くために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DNA型鑑定基盤の強化 (平成21年度予算:445百万円[20年度予算:669百万円]) ・ 第一線警察における科学捜査力の強化 (平成21年度予算:298百万円[20年度予算:299百万円]) <p>DNA型鑑定体制強化のための定員を要求。</p>

関係する施政方針演説等内閣の 重要政策(主なもの)	記載事項(抜粋)	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会実現のための行 動計画	平成15年12月	第5<治安回復のための基盤整備>-

施策名	組織犯罪対策の強化
	暴力団の存立基盤の弱体化
施策の概要	<p>暴力団は、経済的利益を求めて、市民社会や経済活動にまでその対象を広げ、悪らつな犯罪を組織的に敢行する犯罪組織である。最近では、社会情勢の変化に応じて、様々な分野において資金獲得活動を行っていることから、暴力団の資金源対策に重点的に取り組むことにより、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。</p>
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 は、達成が十分とは言い難いものの、19年4月、国土交通省との間で同省地方整備局等の発注工事に関する暴力団排除のための通報報告制度を導入し、同年12月には、農林水産省発注の公共工事においても同様の制度を導入するなど、公共工事からの暴力団排除活動の推進は着実に図られていると認められ、引き続き暴力団排除要綱等の整備率の向上を図っていく。</p> <p>業績指標 は達成され、業績指標 及び はおおむね達成されたと認められることから、暴力団の存立基盤の弱体化はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>しかし、依然として、暴力団は資金獲得犯罪を多様化させ、獲得した資金を巧妙に隠匿するなど不透明化を図っていることから、引き続き、暴力団組織の実態把握の強化と取締りを推進し、資金のはく奪実績の向上を図る必要がある。</p> <p>また、暴力団の存立基盤の弱体化を目指し、暴力団犯罪被害者や地域住民と一体となった民事訴訟支援、並びに行政、企業及び地域における暴力団排除活動について、都道府県暴力追放推進センターや弁護士会と連携し、強力に展開していく必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>疑わしい取引に関する情報の分析機能の向上を図り、これを積極的に活用するなどして、暴力団の資金獲得実態や組織実態等の解明を推進するとともに、徹底した取締りを行うことによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図っていくこととする。</p> <p>また、公共工事や企業活動からの暴力団排除活動を推進して、暴力団の資金源の封圧に努め、国民の経済活動の健全性を確保するとともに、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会等と連携して、暴力団を相手方とする民事訴訟支援、社会復帰対策を推進し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の効果的な運用を図っていくこととする。</p> <p>なお、第169回通常国会において、指定暴力団の代表者等に対する民事責任追及や対立抗争等に関する賞揚等の規制等を柱とする暴力団対策法の一部を改正する法律案を提出し、20年4月30日に成立了。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標</p> <p>地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率</p> <p>達成目標 :</p> <p>19年の地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率を90%以上にする。</p> <p>基準年:18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>19年中の地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率は89.5%と、18年に比べ0.8ポイント増加したが、目標の整備率である90%に満たず、達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標</p> <p>組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用状況(適用事例)及び警察官たる司法警察員からの請求による組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全命令による没収保全額</p> <p>達成目標 :</p> <p>組織的犯罪処罰法第10条(犯罪収益等隠匿)、第11条(犯罪収益等收受)及び第23条(起訴前の没収保全命令)の積極的な適用により、暴力団の不法収益のはく奪を強化し、資金獲得活動の封圧を図る。</p> <p>基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>19年中の組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定を適用した暴力団構成員等の検挙件数は60件と、14年から18年までの平均検挙件数38件より22件(57.9%)、19年中の組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全額は1,941万3,449円と、14年から18年までの平均没収保全額387万2,254円に比べ1,554万1,195円(401.3%)、それぞれ増加したことから、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標</p> <p>指定暴力団山口組の検挙状況(検挙事例)</p> <p>達成目標 :</p> <p>指定暴力団山口組に対する取締りを強化する。</p> <p>基準年:18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>19年中の暴力団構成員等の総検挙人員は2万7,169人と、18年に比べ1,248人(4.4%)、このうち指定暴力団山口組の検挙人員は1万4,869人と、18年に比べ270人(1.8%)それぞれ減少したが、総検挙人員に占める山口組構成員等の検挙人員の割合は、18年に比べ1.5ポイント向上した。</p> <p>また、19年中の総検挙件数に占める指定暴力団山口組構成員等の検挙件数は3万654件と、18年に比べ1,304件(4.4%)増加し、総検挙件数に占める山口組構成員等の検挙件数の割合は、18年に比べ2.3ポイント向上したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>

	<p>業績指標 民事訴訟支援状況(支援事例)</p> <p>達成目標 : 民事訴訟支援を強化する。 基準年 : 18 年 達成年 : 19 年</p> <p>効果の把握の結果 : 19 年中の民事訴訟支援の件数は 96 件と、18 年に比べ 2 件(2.1%) 増加するとともに、指定暴力団内部の上位者に対する使用者責任が認容された事例がみられたことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>						
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>評価結果を踏まえ、暴力団資金源対策の強化に必要な経費を予算措置した。 (平成 21 年度予算: 27 百万円[20 年度予算: 324 百万円])</p> <p>また、暴力団被害者対策等の強化に要する経費を予算措置した。 (平成 21 年度予算: 5 百万円[20 年度予算: 80 百万円])</p> <p>FIU 機能強化のための定員を要求。 証券取引における反社会的勢力対策の強化等のための定員を要求。</p>						
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</td> <td>平成 15 年 12 月</td> <td>第4 - 1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月	第4 - 1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)					
犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月	第4 - 1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進					

施策名	組織犯罪対策の強化		
	薬物密輸・密売組織の取締りの強化		
施策の概要	<p>我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用は、乱用者の精神及び身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、密輸・密売にかかる組織の取締りを強化し、これら組織に打撃を与える。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 はおおむね達成されたと認められるものの、業績指標 及び は達成が十分とは言い難いことから、薬物密輸・密売組織の取締りの強化は、達成が十分とは言い難い。 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の適用件数、コントロールド・デリバリーの実施件数の減少については、薬物犯罪収益の隠匿、密輸の手口が巧妙化していることが原因と考えられることから、今後、薬物犯罪収益の更なる解明、コントロールド・デリバリー等特殊な捜査手法の効果的な活用等の対策を講ずる必要がある。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 薬物の密輸・密売にかかる組織の取締りを更に強化し、これらの組織に打撃を与える。 特に、麻薬特例法の適用、コントロールド・デリバリーの実施については、薬物犯罪収益の更なる解明、特殊な捜査手法の効果的な活用等の対策を講ずる必要があることから、より多くの証拠の収集と徹底した分析の実施、装備資機材の充実等を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 暴力団員等及びイラン人による覚せい剤事犯の検挙状況(検挙人員及び検挙事例)</p> <p>達成目標： 暴力団及びイラン人密売組織に対する取締りを強化し、薬物の密輸・密売にかかる組織に打撃を与える。 基準年：14～18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中の来日イラン人による覚せい剤事犯検挙人員は85人と、14年から18年までの平均検挙人員99人に比べ14人(14.1%)減少したものの、暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は6,358人と、平均検挙人員6,229人に比べ129人(2.1%)増加したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>業績指標 麻薬特例法第5条(業として行う不法輸入等)、第6条(薬物犯罪収益等隠匿)及び第7条(同收受)の適用状況(適用事例)並びに警察官たる司法警察員からの請求による第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額</p> <p>達成目標： 麻薬特例法第5条、第6条、第7条及び第19条の適用による薬物密輸・密売組織の薬物犯罪収益等のはぐ奪を強化し、資金獲得活動の封圧を図る。 基準年：14～18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中の麻薬特例法第6条の適用件数が5件と、14年から18年までの平均適用件数4件より1件(25.0%)増加したものの、第5条の適用件数が38件と、平均適用件数41件より3(7.3%)、第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額が4,503万2,829円と、平均没収保全額1億479万218円に比べ5,975万7,389円(57.0%)、それぞれ減少したこと、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 覚せい剤、大麻及びMDMA等合成麻薬に係るコントロールド・デリバリーの実施件数</p> <p>達成目標： 組織犯罪対策に有効な捜査手法を積極的に活用することにより、薬物密輸・密売組織に効果的な打撃を与える。 基準年：14～18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 19年中のコントロールド・デリバリーの実施件数は39件と、14年から18年までの平均実施件数48件に比べ9件(18.8%)減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、薬物末端乱用者徹底検挙のための第一線現場の捜査力の強化に要する経費を予算措置した。 (平成21年度予算：1百万円[新規]) また、ポータルサイトを利用した薬物銃器関連の情報収集に要する経費を予算措置した。 (平成21年度予算：5百万円[20年度予算：7百万円]) 特殊な薬物捜査手法の高度化等のための定員を要求。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第4-2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現

施策名	組織犯罪対策の強化 暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化		
施策の概要	暴力団等犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、対立抗争に際して銃器発砲事件を引き起こしていることから、暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)違反事件の取締りを強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標についてはおおむね達成されたと認められる一方、業績指標については、武器庫事件の検挙件数及び押収丁数が増加し、暴力団等による対立抗争に使用されるおそれのある質の高いけん銃の押収が図られたものの、達成が十分とは言い難いことから、暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化は、達成が十分とは言い難い。 19年中は長崎市長射殺事件を始めとする凶悪な銃器発砲事件の発生がみられ、市民生活に大きな不安と脅威を与えた。また、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び押収丁数の減少については、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化により、けん銃の押収が困難となっていることが原因と考えられることから、今後、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な搜索の実施等の対策を講ずる必要がある。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。 特に、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化については、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な搜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、けん銃 110 番報奨制度(注)の活用、警察犬等装備資機材の充実等を図る。 注:全国共通フリーダイヤル番号により、けん銃その他の銃器等に関する情報の提供を受け付け、けん銃等の押収及び被疑者の検挙に至った場合に、通報者に対して報奨金を支払う制度</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 武器庫事件の検挙状況(検挙件数、検挙事例及びけん銃押収丁数)、暴力団員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況(検挙件数、検挙事例及びけん銃押収丁数)</p> <p>達成目標 : 暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を強化する。 基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の武器庫事件の検挙件数は 12 件と、14 年から 18 年までの平均検挙件数 9 件に比べ 3 件(33.3%)、押収丁数は 84 丁と、平均押収丁数 54 丁に比べ 30 丁(55.6%)、それぞれ増加したものの、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数は 136 件と、平均検挙件数 358 件に比べ 117 件(32.7%)、押収丁数は 548 丁と、平均押収丁数 616 丁に比べ 68 丁(11.0%)、それぞれ減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数</p> <p>達成目標 : 暴力団等犯罪組織による銃器発砲事件を抑止する。 基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は 42 件と、14 年から 18 年までの平均発生件数 78 件に比べ 36 件(46.2%)、対立抗争に起因するとみられる銃器発砲事件の発生件数は 12 件と、平均発生件数 17 件に比べ 5 件(29.4%)、それぞれ減少したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月	第4 - 2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現

施策名	組織犯罪対策の強化 来日外国人犯罪対策の強化		
	近年、国際組織犯罪を始めとする来日外国人犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。		
【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 及び は達成されたと認められることから、来日外国人犯罪対策の強化は、達成されたと認められる。 今後とも、時々刻々と変化する国際組織犯罪の実態を解明し、引き続き来日外国人犯罪の検挙を一層推進する必要がある。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 国内関係機関との連携を強化するなどして犯罪インフラに係る事犯及び組織犯罪の検挙を推進し、国際犯罪組織の壊滅を図っていくとともに、ICPOを通じた情報交換等、外国の治安当局との捜査協力を積極的に行って国際組織犯罪の取締りを強化することにより、引き続き来日外国人犯罪対策を強化していく。		【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 業績指標 国際犯罪組織の犯罪インフラ(不法滞在助長事犯等)の検挙状況(検挙事例)及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況(検挙事例) 達成目標： 国際犯罪組織の取締りを強化する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 来日外国人らによる組織的な背景を有する不法就労助長等の犯罪インフラ事犯につき、組織の壊滅に至る大規模かつ効果的な検挙事例、組織的な背景を有する凶悪事件等につき、組織実態を解明した検挙事例がそれぞれみられたことから、目標は達成されたと認められる。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等		業績指標 ICPOを通じた情報の発信・受信の数 達成目標： ICPOを通じた国際組織犯罪の取締りを強化する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中のICPOを通じた情報の発信数は2,772件と、14年から18年までの平均発信数に比べ65件(2.5%)、受信数は1万9,151件と、14年から18年までの平均受信数に比べ3,413件(21.7%)、総数は2万5,912件と、14年から18年までの5年間の平均値に比べ4,924件(23.5%)、それぞれ増加するとともに、ICPOとのやり取りを通じ、国外関係機関と連携して国外逃亡被疑者を検挙した事例もみられたことから、目標は達成されたと認められる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費を予算措置した。 (平成21年度予算：38百万円[20年度予算：38百万円]) 国際組織犯罪の捜査体制強化のための定員を要求。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第3-3- 来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進 第3-4- 関係機関との連携強化

施策名	<p>安全かつ快適な交通の確保</p> <p>~交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通事故死事故の約1割抑止への挑戦~</p> <p>歩行者・自転車利用者の安全確保</p>		
施策の概要	<p>全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合が諸外国に比べて高く、近年自転車事故が増加していること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保を図るとともに、自転車による歩行者事故が増加し、自転車利用者の交通ルール・マナー違反を指摘する声もあること等から、自転車の安全利用に係る対策を推進することにより、歩行者・自転車利用者の安全確保を図る。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 については達成が不十分であったものの、業績指標 は目標達成に向けて推移していることから、歩行者・自転車利用者の安全確保はおおむね達成に向け推移していると認められる。</p> <p>達成が不十分であった自転車と歩行者との交通事故件数の減少については、今後、自転車の安全利用に係る対策を推進する必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 90 号)による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動及び取締りの強化等の施策を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>業績指標 歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数</p> <p>達成目標 : 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を2割以上減少させる。 基準年:17年 達成年:22年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の歩行中の交通事故死者数は 1,943 人と、基準年である 17 年に比べ 161 人(7.7%)、18 年に比べ 108 人(5.3%)減少し、自転車乗車中の交通事故死者数は 745 人と、基準年である 17 年に比べ 101 人(11.9%)、18 年に比べ 67 人(8.3%)減少しており、いずれも減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。</p> <p>業績指標 自転車と歩行者との交通事故件数</p> <p>達成目標 : 自転車と歩行者との交通事故件数を減少させる。 基準年:17年 達成年:22年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の交通事故発生件数のうち、自転車と歩行者との交通事故発生件数は 2,856 件と、基準年である 17 年に比べ 280 件(10.9%)、18 年に比べ 89 件(3.2%)増加しており、年々増加傾向にあることから、達成が十分とは言えない。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第8次交通安全基本計画(中央交通安全対策会議)	平成 18 年 3 月 14 日	第1部第1章第3節 ー2 <交通安全思想の普及徹底>

施策名	<p>安全かつ快適な交通の確保 ~交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通事故の約1割抑止への挑戦~</p> <p>高齢運転者による交通事故の防止</p>		
施策の概要	<p>高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故や交通死亡事故の割合が増加しているが、今後、高齢運転者による交通事故の一層の増加が懸念されること等から、高齢運転者対策を始めとする各種運転者対策を推進することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図る。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 は目標達成に向けて推移していることから、高齢運転者による交通事故の防止に向けて効果が上がっているものと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 実施した施策に効果があったと認められることから、高齢運転者による交通事故の更なる減少へ向け、高齢運転者標識の表示の意味と表示車両に対する保護意識の徹底について、あらゆる機会を通じて高齢運転者及びその他の運転者に周知を図るなど、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における認知機能検査の導入とその結果に基づいた高齢者講習の実施等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が 21 年 6 月に施行されることから、適正に認知機能検査を実施し、効果的な高齢者講習を実施するため、これらの具体的な内容等を検討するとともに、改正内容の広報啓発を強化して、改正法の円滑な実施を図る。</p>		
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<p>業績指標 70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者 10万人当たりの死亡事故件数 達成目標 : 70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を約1割以上抑止する。 基準年:17年 達成年:22年 効果の把握の結果 : 19年中の 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は 684 件と、基準年である 17 年に比べ 74 件(9.8%)、18 年に比べ 13 件(1.9%)減少し、70歳以上の免許保有者 10 万人当たりの死亡事故件数は 11.1 件と、基準年である 17 年に比べ 2.9 件(20.7%)、18 年に比べ 1.1 件(9.0%)減少しており、いずれも減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き、交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向け、「交通安全対策推進プログラム」において掲げられた、70歳以上高齢運転者による交通事故の約1割抑止等という目標達成に向けた取組みを推進していくために必要な経費を予算措置した。 (平成 21 年度予算:16 百万円 [20 年度予算:12 百万円]) 高齢者の事故防止を図り、交通安全対策を進めるための定員を要求。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第8次交通安全基本計画	平成 18 年 3 月 14 日	第 1 部第 1 章第 3 節
			2(1)力「高齢者に対する安全教育の推進」
			3(1)工「高齢運転者対策の充実」
			8(1)イ(ア)「高齢者の交通行動特性に関する研究の推進」

施策名	<p>安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通事故の約1割抑止への挑戦～ 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立</p>						
施策の概要	<p>悪質・危険運転者対策については、長年にわたり、取締りの強化、罰則の引上げ、行政処分の強化等を講じてあり、飲酒運転や最高速度違反による死亡事故の減少等一定の成果を上げているところであるが、依然として飲酒運転や最高速度違反による死亡事故がそれぞれ全死亡事故の約1割を占めていることから、継続して飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策を推進することにより、交通秩序の確立を図る。</p>						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 及び 共に達成に向けて推移していると認められることから、飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立は達成に向けて推移していると認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数</p> <p>達成目標 : 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。 基準年:17年 達成年:22年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の飲酒運転による交通死亡事故は430件と、基準年である17年に比べ277件(39.2%)、18年に比べ181件(29.6%)、無免許運転による交通死亡事故は87件と、基準年である17年に比べ61件(41.2%)、18年に比べ21件(19.4%)、最高速度違反による交通死亡事故は449件と、基準年である17年に比べ209件(31.8%)、18年に比べ71件(13.7%)、信号無視による交通死亡事故は198件と、基準年である17年に比べ45件(18.5%)、18年に比べ11件(5.3%)、歩行者妨害等による交通死亡事故は306件と、基準年である17年に比べ39件(11.3%)、18年に比べ55件(15.2%)、指定場所一時不停止による交通死亡事故は217件と、基準年である17年に比べ33件(13.2%)、18年に比べ16件(6.9%)、それぞれ減少しており、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少していることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。</p> <p>業績指標 暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数</p> <p>達成目標 : 暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。 基準年:17年 達成年:22年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は1万2,584人と、基準年である17年に比べ2,502件(16.6%)、18年に比べ1,093件(8.0%)、警察が把握した暴走族のい集・走行回数は4,174回と、基準年である17年に比べ395回(8.6%)、18年に比べ556回(11.8%)、暴走族に関する110番通報件数は6万4,057件と、基準年である17年に比べ9,307件(12.7%)、18年に比べ1,463件(2.2%)、それぞれ減少しており、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数が減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。</p>						
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き、飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策を推進するために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常習飲酒運転者に講すべき安全対策に関する調査研究 (平成21年度予算:3百万円[20年度予算:9百万円]) ・ 中央処理装置付無人速度違反自動取締装置の整備 (平成21年度予算:289百万[20年度予算:183百万円]) 						
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33%;">施政方針演説等</th><th style="text-align: center; width: 33%;">年月日</th><th style="text-align: center; width: 33%;">記載事項(抜粋)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第8次交通安全基本計画</td><td style="text-align: center;">平成18年3月14日</td><td style="text-align: center;">第1部第1章第3節 - 5 <道路交通秩序の維持 ></td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	第8次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第1部第1章第3節 - 5 <道路交通秩序の維持 >
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)					
第8次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第1部第1章第3節 - 5 <道路交通秩序の維持 >					

施策名	<p>安全かつ快適な交通の確保</p> <p>~交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通事故死亡事故の約1割抑止への挑戦~</p> <p>被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少</p>		
施策の概要	<p>シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果を踏まえ、後部座席の着用率を 50%以上とするよう、後部座席等におけるシートベルトの着用促進を図るとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ることにより、交通事故死者数の減少を目指す。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 、 共に達成が不十分であることから、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少は、達成が十分とは言い難い。</p> <p>達成が不十分であった後部座席シートベルト着用率の向上については、事故発生時の被害軽減効果等の広報が十分でないことが考えられ、着用の効果や必要性等の広報啓発を推進していく必要がある。また、チャイルドシート使用率の向上についても、今後、その使用の促進に努める必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>後部座席シートベルト着用率の向上については、道路交通法の一部を改正する法律の施行による着用義務付けを受けて、関係機関・団体等と連携して、各種交通安全教育等において、後部座席におけるシートベルト装着の被害軽減効果等を実感できる効果的な周知活動を行うほか、新聞、テレビ等の積極的活用による改正法令の内容等に関する効果的な広報に努める。</p> <p>チャイルドシート使用率の向上については、今後、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取り付け方法の指導等を実施していく。</p>		
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標</p> <p>シートベルトの着用率</p> <p>達成目標 :</p> <p>助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を 50%以上にする。</p> <p>基準年:17 年 達成年:22 年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>19 年中の一般道におけるシートベルト着用率は、運転席については 95.0%と、基準年である 17 年に比べ 2.6 ポイント、18 年に比べ 1.2 ポイント、助手席については 86.3%と、基準年である 17 年に比べ 6.0 ポイント、18 年に比べ 2.9 ポイント、後部座席については 8.8%と、基準年である 17 年に比べ 0.7 ポイント、18 年の 7.5%に比べ 1.3 ポイント、それぞれ向上したところ、後部座席は依然として低調であり、達成が十分とは言えない。</p> <p>業績指標</p> <p>チャイルドシートの使用率</p> <p>達成目標 :</p> <p>チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ、その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。</p> <p>基準年:17 年 達成年:22 年</p> <p>効果の把握の結果 :</p> <p>19 年中のチャイルドシート使用率は 46.9%と、基準年である 17 年に比べ 2.2 ポイント、18 年に比べ 2.5 ポイント減少しており、年々減少傾向にあることから、達成が十分とは言えない。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、シートベルト(特に後部座席)の着用率及びチャイルドシートの使用率の更なる向上を図るために、関係機関・団体との連携による普及促進キャンペーン等の広報啓発活動を強化するために必要な経費を予算措置した。</p> <p>(平成 21 年度予算:2 百万円[新規])</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第8次交通安全基本計画	平成 18 年 3 月 14 日	第1部第1章第3節 -2 <交通安全思想の普及徹底>

施策名	<p>安全かつ快適な交通の確保 ~交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通事故死事故の約1割抑止への挑戦~</p> <p>道路交通環境の整備</p>
施策の概要	<p>社会資本整備重点計画(平成 15 年 10 月 10 日閣議決定)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。</p>
【評価結果の概要】 (評価の結果) 19 年度末時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率(警察の交通安全施設等整備事業によるものに限る。)は、業績指標 から業績指標 については約9割となっており、おおむね達成されたと認められ、業績指標 については達成されたことから、道路交通環境の整備はおおむね推進されたと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 実施した施策に成果があったと認められることから、20 年度に政府として策定する次期社会資本整備重点計画に定めることとしている重点目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする(注)。	
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 業績指標 1日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合 達成目標： 交通バリアフリー法(注)の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約8割向上させる。 注:高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー新法)の制定により廃止されたが、社会資本整備重点計画においては、引き続き指標に用いることとされたもの。 基準年:14 年 達成年:19 年 効果の把握の結果： 信号機のバリアフリー化の割合は、19 年度末現在で 81.1% となった。 したがって、業績指標 については達成した。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 業績指標 道路交通における死傷事故率 達成目標： 交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 ・信号機の高度化等により死傷事故を約4万 4,000 件抑止 ・あんしん歩行エリアの整備(注1)によりエリア内の死傷事故を約2割抑止 ・事故危険箇所対策(注2)により対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止 注1:あんしん歩行エリアの整備:死傷事故発生割合の高い地区 796 箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注2:事故危険箇所対策:死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路 3,956 箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年:14 年 達成年:19 年 効果の把握の結果： 信号機の高度化等により、死傷事故は 19 年度末までに年間当たり約3万 9,000 件抑止されているものと推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。 注3:あんしん歩行エリアの整備によるエリア内の死傷事故件数及び事故危険箇所対策実施箇所における死傷事故件数に関しては、効果測定を実施中である。	
業績指標 信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量 達成目標： ・信号機の高度化等により 70 万 t-CO2 削減 基準年:14 年 達成年:19 年 効果の把握の結果： 信号機の高度化等により、二酸化炭素の排出量は 19 年度末までに年間当たり約 62 万 t-CO2 抑止されていると推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。	
業績指標 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標： 対策実施箇所において通過時間を約1割(3.2 億人時間 / 年)短縮させる。 基準年:14 年 達成年:19 年 効果の把握の結果： 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は 19 年度末までに約 3.0 億人時間 / 年短縮されていると推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。	<p>評価の結果を踏まえ、道路交通環境の整備を推進するため、特定交通安全施設等整備事業に必要な経費を予算措置した。 (平成 21 年度予算:22,554 百万円[20 年度予算:23,342 百万円])</p>

状況	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	社会資本整備重点計画(閣議決定) 第8次交通安全基本計画	平成15年10月10日 平成18年3月14日	第3章<交通安全施設等整備事業>2(1)、(3) 第1部第1章第3節 - 1 <道路交通環境の整備>

施策名	国の公安の維持 重大テロ事案(注)の予防鎮圧		
	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案の予防鎮圧を図る。 注：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム		
【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標 、 、 及び について、目標が達成されたと認められることから、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置は推進されたと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備等の実施、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期す。			
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 業績指標 治安警備及び警衛・警護の実施状況 達成目標： 的確な警備措置を図る。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進するとともに、重大テロ事案発生時に対処に当たる部隊の装備資機材や体制を整備して、その対処能力を充実強化するための措置を講じたことにより、重大テロ事案の未然防止が図られたことから、目標は達成されたと認められる。			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 業績指標 情報交換等関係機関との連携状況 達成目標： 関係機関との連携強化を推進する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 陸上自衛隊や海上保安庁との共同訓練を実施するなど、関係機関との連携強化に努めたことから、目標は達成されたと認められる。			
業績指標 重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況 達成目標： 各種訓練を的確に実施する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 国民保護訓練や陸上自衛隊・海上保安庁との実動訓練等の各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。			
業績指標 重大テロ事案の発生状況 達成目標： 重大テロ事案の未然防止を図る。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 重大テロ事案の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案の発生はなかったことから、目標は達成されたと認められる。			
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き重大テロ事案の予防鎮圧を図る必要があることから、的確な警備措置を推進するため、テロ対策装備資機材の整備等に係る経費を予算措置した。 ・ 重大テロ等対策用資機材の整備に要する経費 (平成21年度予算：257百万円 [20年度予算：250百万円]) ・ 複雑・困難化する警備実施に対応するための指導体制の強化のための定員を要求。		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。 また、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対し、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。
第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説		平成18年9月29日	国際社会と協力してテロや国際組織犯罪の防止・根絶に取り組みます。

施策名	国の公安の維持 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処		
	大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化を図るため、的確な警備措置を講ずる。		
【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標、及びについて、目標が達成されたと認められることから、大規模自然災害等の重大事案への対処は、的確に行われたと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。		【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	
業績指標 災害警備活動の実施状況 達成目標： 重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 広域緊急援助隊の装備資機材の整備や災害現場への出動等、重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標は達成されたと認められる。		業績指標 情報交換等関係機関との連携状況 達成目標： 関係機関との連携強化を推進する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 能登半島地震、新潟県中越沖地震に際して、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、目標は達成されたと認められる。	
業績指標 重大事案対処に係る各種訓練の実施状況 達成目標： 各種訓練を的確に実施する。 基準年：14～18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 広域緊急援助隊合同訓練等の、重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。		評価結果を踏まえ、引き続き大規模自然災害等の重大事案に的確に対処する必要があることから、救出救助用装備資機材の整備等大規模自然災害に対する警備措置を推進するために必要な経費を予算措置した。 ・ 大規模自然災害対策用資機材の整備に要する経費 (平成21年度予算：156百万円[20年度予算：130百万円])	
政策評価の結果 の政策への反映 状況	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	第168回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成19年10月1日	大災害時の安全確保など、安全・安心な町づくりを目指します。

施策名	国の公安の維持 警備犯罪取締りの的確な実施		
施策の概要	<p>主要警備対象勢力(注)による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りの推進を図る。</p> <p>注:警備犯罪(国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪、その他各種の社会運動に伴う犯罪)を行い、又は行うおそれのある主要な対象</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 警備犯罪の検挙状況は、基準年である14年から18年までとおおむね同じ水準であったが、主要警備対象勢力による警備犯罪の検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止が図られたことから、主要警備対象勢力による各種事案への的確な対処が行われたことから、業績指標はおおむね達成されたと認められる。 また、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反の送致件数及び送致人員は減少したものの、入管法第65条の適用人員増加による退去強制の効率化等により、不法入国・不法滞在者対策の取組みが順調に推進されたことから、19年の不法残留者が14年から18年までの平均不法残留者数から大幅に減少し、業績指標は達成されたと認められる。 これらのことから、警備犯罪の取締りはおおむね推進されたと認められる。しかし、主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性) 20年度は、不法滞在者半減という政府目標を掲げた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の最終年度であることから、入国管理局との合同摘発や集中取締りの積極的な実施、退去強制の効率化等を推進するとともに、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 警備犯罪の検挙状況(検挙件数及び検挙事例)</p> <p>達成目標 : 主要警備対象勢力による各種事案に的確に対処する。 基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 警備犯罪の検挙件数(入管法違反送致件数・人員を除く。)は、ここ数年と同じ水準で推移し、主要警備対象勢力の活動実態の把握も推進されている。 また、入管法違反送致件数及び送致人員は減少しているものの、不法滞在者が大幅に減少していると見られる状況においても、入管法第65条の適用人員は大幅に増加しており、退去強制の効率化が図られ、不法入国・不法滞在者対策の取組みが順調に推進されていることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>業績指標 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況</p> <p>達成目標 : 関係機関との連携強化を推進する。 基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 合同摘発等を通じて、法務省入国管理局や財務省關稅局、海上保安庁等との連携強化が推進されていることから、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き警備犯罪取締りを的確に実施するために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な警備対象勢力の視察・追及に必要な情報収集用資機材の整備 (平成21年度予算:6百万円[20年度予算:4百万円]) 警備犯罪取締りを的確に実施するための定員を要求。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	増加している外国人犯罪に対処するため入国時に指紋による審査を導入するとともに、警察と入国管理局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減することを目指します。
	第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底します。

施策名	<p>国の大統領の維持</p> <p>グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処</p>											
施策の概要	<p>国際的なテロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係るグローバルな情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これらの事案に的確に対処する。</p>											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標、共におおむね達成されたと認められることから、情報収集・分析機能は強化されつつあると認められる。</p> <p>しかしながら、深刻化する国際的なテロ情勢、活発化する対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等をめぐる状況を踏まえると、依然として、情報収集・分析機能をより一層強化していく必要があるものと認められる。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換等の連携を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。</p>											
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 情報収集・分析のための態勢強化状況 達成目標： 情報収集・分析態勢を強化する。 基準年：18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 各国治安情報機関との情報交換の強化や、国際的なテロ情報の分析体制の強化等のために所要の増員措置を行うなど、情報収集・分析のための態勢強化が推進されており、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>業績指標 国内外の関係機関との情報交換等の連携状況 達成目標： 関係機関との連携を強化する。 基準年：18年 達成年：19年 効果の把握の結果： 国内外の関係機関と各レベルで緊密な情報交換を行うなど、連携が強化されていることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>											
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続きグローバルな情報収集・分析機能の強化により諜報・国際テロ等を未然に防止し、これらの事案に的確に対処するために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国治安情報機関等との情報交換等のための各種会議の開催 (平成21年度予算：23百万円[20年度予算：16百万円]) <p>国内外における情報収集・分析機能の強化のための定員を要求。</p>											
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="382 1361 632 1405">施政方針演説等</th><th data-bbox="747 1361 933 1405">年月日</th><th data-bbox="1113 1361 1356 1405">記載事項(抜粋)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="330 1405 716 1596">第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説</td><td data-bbox="732 1405 954 1596">平成18年1月20日</td><td data-bbox="970 1405 1510 1596">テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。 また、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対し、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。</td></tr> <tr> <td data-bbox="330 1596 716 1709">第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説</td><td data-bbox="732 1596 954 1709">平成18年9月29日</td><td data-bbox="970 1596 1510 1709">国際社会と協力してテロや国際組織犯罪の防止・根絶に取り組みます。</td></tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。 また、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対し、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。	第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	国際社会と協力してテロや国際組織犯罪の防止・根絶に取り組みます。		
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)										
第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。 また、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対し、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。										
第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	国際社会と協力してテロや国際組織犯罪の防止・根絶に取り組みます。										

施策名	<p>犯罪被害者等の支援の充実</p> <p>犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実</p>
施策の概要	<p>犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の二次的被害を被つており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な被害者支援の充実を図る。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結果) 業績指標、及び については目標が達成され、業績指標 についてもおおむね達成されたことから、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実は、おおむね達成されたと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 今後とも、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定金額) 達成目標 : 犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年:16~18年 達成年:19年 効果の把握の結果 : 18年4月1日に施行された政令・規則改正が適切に運用され、19年中の政令・規則により拡大した支給範囲に当たる申請に係る被害者数は98人と、18年に比べ75人(326.1%)、裁定金額のうち、政令・規則により拡大した支給範囲に当たる裁定金額は810万円と、18年に比べ791万円(4,163.2%)、それぞれ増加したことから、目標は達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況(支給被害者数及び事例) 達成目標 : 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図る。 基準年:17~18年 達成年:19年 効果の把握の結果 : 19年中の身体犯被害者に対する診断書料の支給件数は4,207件と、17年から18年までの平均支給件数に比べ844件(25.1%)増加した。また、初診料については2,793件と、17年から18年までの平均件数に比べ、423件(17.8%)増加した。さらに検査書料については546件と、17年から18年までの平均件数に比べ289件(112.5%)増加したことから、目標は達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標 二次的被害を回避・軽減するための被害者対策用車両の整備台数 達成目標 : 最近の増加傾向を維持する。 基準年:17~18年 達成年:19年 効果の把握の結果 : 被害者対策用車両は、19年12月末現在、全国で463台整備されており、17年末に比べ、91台(24.5%)、18年12月末に比べ、58台(14.3%)増加し、目標を達成した。</p>
	<p>業績指標 関係機関・団体との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数) 達成目標 : それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年:16~18年 達成年:19年 効果の把握の結果 : 19年中の警察からの情報提供件数は283件と、18年中に比べ32件(10.2%)減少したが、民間被害者支援団体における相談受理件数は1万5,923件と、18年中に比べ891件(5.9%)増加し、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている団体は16団体と、18年12月末に比べ7団体増加したことから、目標をおおむね達成した。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> · 犯罪被害給付金 (平成21年度予算:1,944百万円[20年度予算:2,136百万円]) · 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給 (平成21年度予算:43百万円[20年度予算:43百万円]) · 被害者支援用車両の整備 (平成21年度予算:113百万円[20年度予算:115百万円])

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 犯罪被害者等基本計画(閣議決定) 第 164 回国会内閣総理大臣施政方針演説	年月日 平成 17 年 12 月 17 日 平成 18 年 1 月 20 日	記載事項(抜粋) 犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援します。
--------------------------	--	--	---

施策名	情報セキュリティの確保 サイバー空間の安全確保		
施策の概要	国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、高度情報通信ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果) 業績指標、及びは、いずれも達成されていることから、サイバー空間の安全確保は推進されたと認められる。 しかしながら、サイバー犯罪等に関する相談受理件数は依然として高い水準にある。また、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化が進んでおり、サイバー犯罪対策を更に強力に推進する必要がある。 さらに、サイバーテロ対策については、重要インフラへの情報通信技術の浸透、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性) サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック(注)に係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組みを進めるなど、サイバー空間の安全確保を更に強力に推進する。 注:犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続</p>			
<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 サイバー犯罪の検挙件数</p> <p>達成目標 : サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。 基準年:14~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中のサイバー犯罪の検挙件数は5,473件と、18年に比べ1,048件(23.7%)増加し、目標を達成した。</p> <p>業績指標 技術支援件数</p> <p>達成目標 : 技術支援件数を過去2年間の平均より増加させる。 基準年:17~18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中の技術支援件数は1万7,685件と、17年から18年までの平均技術支援件数1万3,002件に比べ4,683件(36.0%)増加し、目標を達成した。</p> <p>業績指標 サイバーテロの発生状況</p> <p>達成目標 : サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年:18年 達成年:19年</p> <p>効果の把握の結果 : 19年中のサイバーテロの発生件数は0件であり、目標を達成した。</p>			
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組みを進めるなど、サイバー空間の安全確保に向け、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進することとした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット・ホットラインセンター業務の体制強化 (平成21年度予算:160百万円[20年度予算:121百万円]) デジタルフォレンジック用資機材(情報技術解析用資機材)の増強等 (平成21年度予算:60百万円[20年度予算:46百万円]) 緊急対処用資機材の更新・強化 (平成21年度予算:94百万円[新規]) <p>インターネット異性紹介事業に関係した犯罪被害から児童を守るための対策強化のための定員を要求。</p> <p>携帯電話の解析能力強化のための定員を要求。</p> <p>サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関連情報の収集強化のための定員を要求。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第4 <組織犯罪等からの経済、社会の防御> 4
	IT新改革戦略	平成18年1月	2.(2)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月	第4章 - 5

施策名	ITを活用した国民の利便性・サービスの向上 警察行政の電子化の推進		
施策の概要	国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ITの活用により、警察行政の電子化を推進する。		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標、及びはすべて達成されたことから、業績目標の警察行政の電子化の推進は図られたと認められるものの、オンライン利用率の水準は依然低調であることから、周知活動を更に強化するなどして、引き続きオンライン利用の促進に努める必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>オンライン化率及び実質的な稼働率については、今後も100%を継続できるように、引き続き環境の維持に努めることとする。また、オンライン利用率の向上については、反復性のない申請が大半を占めるなど利用率の向上を図ることが難しい面があるものの、引き続きオンラインによる申請・届出等の周知を図るとともに、窓口において対応する職員や所管法人等を対象としてオンライン申請・届出等手続対象システムの利用方法について研修を行うなど、利用率の向上に向けて取り組むこととする。</p>			
<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標</p> <p>国のお警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率</p> <p>達成目標：</p> <p>100%を継続する。</p> <p>基準年：16年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果：</p> <p>オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合は、15年度には75%であったが、16年度中に、残る手続すべてについてオンライン化を実現して、100%を達成した後、17年度、18年度及び19年度において100%を継続したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標</p> <p>オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率</p> <p>達成目標：</p> <p>100%を継続する。</p> <p>基準年：16年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果：</p> <p>メンテナンス等、事前に予定された運用停止を除く実質的な稼働率は、16年度に100%を達成した後、17年度、18年度及び19年度において100%を継続したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標</p> <p>申請・届出等手続のオンライン利用率</p> <p>達成目標：</p> <p>オンライン利用率の向上に努める。</p> <p>基準年：18年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果：</p> <p>19年度のオンラインによる申請・届出等の件数の割合は1.5%と、18年度に比べ1.4ポイント向上した。オンラインによる申請・届出等の利用を促進させるため、所管法人等にオンライン申請が可能であることを周知する文書を発出するなど、オンライン利用率の水準は低調であるものの、オンライン利用率の向上に努めたことから、目標を達成した。</p>			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	評価結果を踏まえ、引き続き国民の利便性・サービスの向上を図るべく、オンライン利用促進のための環境整備に努めるとともに、これに係るシステムの円滑な運営を維持するために必要な経費を予算措置した。 (平成21年度予算：4百万円[20年度予算：10百万円])		
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	e-Japan 重点計画(IT戦略本部)	平成13年3月	5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
第164 国会内閣総理大臣施政方針演説		平成18年1月20日	7. 将来の発展基盤の整備 「IT新改革戦略」に基づき、...役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。

表4-4- 総合評価方式を用いて事後評価した政策

政策の名称	警察による国際協力の推進
政策評価の結果の概要	<p>警察は、平成17年9月に国際協力推進要綱を制定して以来、知識・技術の移転、文民警察活動、国際緊急援助活動等の具体的な国際協力を推進するとともに、派遣職員に対する支援の充実、国際協力に対する理解の促進等の国際協力を推進するための基盤づくりの整備に取り組んだ。</p> <p>これらの取組みについては、外務省等の関係機関と連携し、関係国のニーズを踏まえ、アジア諸国を中心に具体的な国際協力が実施されたことなどが認められることから、国際協力推進要綱に示された基本方針に照らして妥当なものであったと評価できる。</p> <p>また、国際協力推進要綱に盛り込まれた施策の推進に関する取組みの結果については、次のことが認められ、一定の成果が現れていると評価することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア国家警察改革支援プログラムを始め我が国の警察による知識・技術の移転は、支援対象国のニーズに適合したものであるとして、平成20年6月に開催されたG8司法・内務大臣会議において高い評価を得たこと。 ・ 我が国の警察が文民警察活動及び国際緊急援助活動を実施したことに関し、国際機関及び関係国から感謝の意が表されたこと。 ・ 専門家、文民警察要員、国際緊急援助隊員等が派遣された国における治安情勢や生活環境は必ずしも良好なものではなかったにもかかわらず、これらの派遣職員に大きな事故・傷病等なかったこと。 ・ 外国研修員に対する研修の受入れを積極的に行う都道府県警察も現れるなど、都道府県警察における国際協力に対する理解の促進が図られたこと。 <p>他方で、我が国の警察による国際協力の推進については、その取組み及び評価方法について、依然として課題も残されている。</p> <p>まず、国際協力推進要綱に盛り込まれた施策の中には未だ実現に至っていないものがあることから、これらの施策については、その実現を図るべく、早急に取組みを具体化する必要がある。</p> <p>特に、我が国の警察による国際協力は、関係国のニーズを踏まえて実施される一方で、関係国から支援の要望を受けた後に、警察庁がその可否を検討することが多く、警察庁自らが関係国に要望を提出するよう働き掛けることは少ないほか、専門家の派遣、外国研修員の受入れ等について、各都道府県警察における取組みにはらつきがあるなどの課題が残されている。</p> <p>今後は、関係国のニーズを把握するだけでなく、対象国の犯罪対処能力の向上を通じて我が国の治安を確保するという観点から、関係国に対し要望を提出するよう積極的に働き掛けるほか、各都道府県警察に対して、より一層国際協力を推進するよう指導する必要がある。</p> <p>さらに、支援対象国(地域)別の評価については、個々の機関による取組みの効果のみを把握することが困難であることなどから、警察による知識・技術の移転が支援対象国的能力向上にどの程度寄与したかを客観的に把握する方法が構築されていないという課題がある。支援対象国(地域)別に国際協力の実施状況を評価した例として、インドネシア市民警察活動促進プロジェクトに関するJICAの評価調査結果があるが、その評価調査には多大なコストを要していることを踏まえ、今後、支援対象国(地域)別の評価方法の開発に努める必要がある。</p> <p>こうした取組みを通じて、我が国の警察による国際協力について、更にその充実及び強化を図る必要がある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、以下を基本的考え方として、今後とも警察による国際協力を推進していくこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識・技術の移転による効果についての支援対象国(地域)別の評価方法の開発、知識・技術の移転に当たっての事前調査等のフォローアップの充実、海外派遣候補者のデータベースの充実等を図ること。 ・ 文民警察派遣要員に対する教育訓練の充実並びに派遣要員及びその家族に対する支援の充実を図ること。 ・ 国際緊急援助隊指名要員に対する訓練の更なる充実、災害被害者の身元確認の常設チームの設置等を図ること。 ・ 関係国の治安機関職員の招へいの推進を図ること。 ・ 派遣職員の労苦と功績に応じた表彰の実施等を図ること。 ・ 警察職員に対する研修の更なる充実、国際協力の実績に応じた都道府県警察に対する表彰の実施等を図ること。